

履行確実性の審査及び評価のための追加書類について

1 履行確実性の審査の対象者について

公園等照明LED化推進事業業務委託調査取扱要領 第5条における評価値が最も高い入札者（落札者となるべき者）のうち、調査基準価格未滿となる者

2 調査基準価格

調査基準価格は、公園等照明LED化推進事業業務委託入札説明書9 - (1)による算出とする。

3 履行確実性の審査のための追加資料

入札価格が1の調査基準価格に満たないときは、公園等照明LED化推進事業業務委託低入札価格調査取扱要領 第10条第2項より別紙の低入札価（入札額）理由書を提出しなければならない。また、低入札価（入札額）理由書の内容を補填する目的として、以下に掲げる全ての資料の提出を求めるものとする。

第1号様式 当該価格で入札した理由

第2号様式 入札価格の内訳書

第2 - 1号様式 一般管理費等内訳書

第3号様式 当該契約の履行体制

第4号様式 配置予定技術者名簿

第4 - 1号様式 直接人件費内訳書

- ・再委託先からの見積書（再委託先の押印があるもの）
 - ・過去3カ月分の給与支払額が確認できる給与明細書
 - ・過去2ヶ年分の賃金台帳の写し（前年1月～12月、今年1月～直近月）
 - ・過去3カ月分の法定福利費（事業者負担分）の負担状況が確認できる書面の写し
- なお、配置予定技術者名簿には、配置予定技術者（管理技術者、担当技術者）及び再委託先技術者を記載するものとする。

4 技術提案の履行確実性の審査・評価方法の概要

- (1) 技術提案の履行確実性の審査は、技術提案書（履行確実性の審査に必要な部分に限る。3の追加資料等をもとに行い、技術提案の確実な履行の確保が認められる場合には、技術提案に係る評価点（以下「技術提案評価点」という。）をその履行確実性に応じて減点する。なお、ヒアリングに応じない場合及び追加資料の提出を求められた者が追加資料を提出しない場合は、入札に関する条件に違反した入札として無効とすることがあることに留意すること。

(2) 履行確実性の具体的な審査・評価方法は、業務内容に対応した費用が計上されているか、配置予定技術者（照査予定技術者を除く。以下同じ。）に適正な報酬が支払われることになっているか、再委託先への支払いは適正かをそれぞれ審査し、からまでの項目毎に審査した上で、5段階（A～E）で総合的に評価する。

(3) 審査の目安は、次のとおりとする。

業務内容に対応した費用が計上されているか

審査内容	様式	審査の目安
直接人件費、直接経費、その他原価、一般管理費等が必要額を確保しているかを審査する。	様式 1 様式 2 様式 2 - 1 様式 4 - 1	業務内容に応じて、全て必要額以上を確保している又は必要額を下回った費用についてはその理由が明確である。 × 必要額を下回った費用に関する理由が明確でない。 × 提出資料が不十分であり、ヒアリング等を通じても加筆、修正がなく、審査する情報が十分でない。（ただし、提出資料の内容に大幅な変更がある場合は、提出資料が不備であるとして「×」とする。）

必要額は、公園等照明LED化推進事業業務委託 入札説明書 9 - (1) による算出とする。

配置予定技術者に適正な報酬が支払われることになっているか。

審査内容	様式	審査の目安
配置予定技術者への適正な報酬の支払いが確保されているか。	様式 3 様式 4 様式 4 - 1 過去3カ月分の給与明細書、過去2カ年分の賃金台帳の写し、過去3ヶ月分の法定福利費（事業者負担分）の負担状況が確認できる	業務内容に応じて、各々の技術者に支払われる報酬が会社等において定められた額以上を確保している又は必要額を下回っていても理由が明確である。 × 明確でない。 × 提出資料が不十分であり、ヒアリング等を通じても加筆、修正がなく、審査する情報が十分でない。（ただし、提出資料の内容に大幅な変更がある場合は、提出資料が不備である

	書面の写し	として「×」とする。)
--	-------	-------------

再委託先への支払いは適正か。

審査内容	様式	審査の目安
再委託業務内容を再委託先が確認しているか。	様式 2 様式 3 様式 4 - 1 再委託先からの見積書	業務内容に応じて、再委託の内容、金額が明確である × 明確でない。 × 提出資料が不十分であり、ヒアリング等を通じても加筆、修正がなく、審査する情報が十分でない。(ただし、提出資料の内容に大幅な変更がある場合は、提出資料が不備であるとして「×」とする。)

再委託するものがなく、全て自社にて実施する旨の説明があった場合には、更に業務内容に対応した費用の計上や配置予定技術者に対する適正な報酬の支払いについて厳格な審査が必要であることに鑑み、及び の審査結果を参考に、再委託業務がないという状況を踏まえた必要額等であるか否かについて審査する。

(4) 評価に当たっては、次の方式により行うものとする。

調査基準価格以上の価格で申込みを行った者は、技術提案の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあるとはされていないことから、技術提案の確実な履行の確保が必ずしも十分にされないと認める具体的な事情がない限り、(2)の履行確実性の評価を A とし、履行確実性を 1.0 として評価するものとする。

調査基準価格を下回る価格で申込みを行った者は、技術提案の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、(2) から までの審査項目を(3)の審査の目安に沿って評価した結果、 と審査した項目数に応じて、次の表の と審査した項目数の欄に掲げる評価に対応する履行確実性を付与するものとする。

	審査項目			評 価	履行確實性度
評 価	○	○	○	A	1.0
	○	○	×	B	0.75
	×	○	○	B	0.75
	○	×	○	C	0.5
	×	○	×	C	0.5
	○	×	×	D	0.25
	×	×	○	D	0.25
	×	×	×	E	0